

独自基準の概要

<p>条例名</p>	<p>① 鹿児島県指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>② 鹿児島県指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p> <p>③ 鹿児島県指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>④ 鹿児島県介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例</p> <p>⑤ 鹿児島県指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例</p>	
<p>関係法律名</p>	<p>介護保険法</p>	
<p>条例委任された事項</p>	<p>① 指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等</p> <p>② 指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等</p> <p>③ 指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等</p> <p>④ 介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準</p> <p>⑤ 指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準</p>	
<p>独自基準の内容</p>	<p>国の基準又は規定（抜粋）</p>	<p>県の基準又は規定（抜粋）</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者（施設）は，利用者（入所者）の意思及び人格を尊重して，常に利用者等の立場に立ったサービスの提供をに努めなければならない。 ・ 事業者（施設）は，非常災害に対する具体的な計画を立てなければならない。 ・ 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備しなければならない。 ・ 非常災害に関する具体的な計画の従業者への周知 ・ サービスの提供に関する記録の保存期間 2年間 	<p>⇒ 国の基準に追加して利用者（入所者）に対する虐待防止及び利用者（入所者）の権利擁護に努めなければならない旨を規定</p> <p>⇒ 国の基準に追加して非常災害に関する具体的計画の例示 「火災，震災，風水害その他のその事業所又は施設の周辺の地域において想定される非常災害に関するもの」</p> <p>⇒ 国の基準に追加し地域の自主防災組織及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めなければならない旨を規定</p> <p>⇒ 国の基準に追加して非常災害に関する具体的計画の概要の施設内への掲示について規定</p> <p>⇒ サービスの提供に関する記録のうち算定に必要とされる報酬関係の記録の保存期間 5年間</p>
	<p>〔指定介護老人福祉施設のみ〕 居室の定員 2人</p>	<p>⇒ 居室の定員 4人以下</p>
<p>設定理由，目的，想定される効果</p>	<p>① 高齢者の尊厳の保持を図る。</p> <p>② 非常災害対策について，実効性の高い対策をとることができるよう内容を具体化</p> <p>③ 保険者の介護報酬過誤返還等の公法上の債権消滅時効が5年間であることから記録保存期間を一致させた。</p> <p>④ 居室定員については，地域の実情や利用者負担等を配慮</p>	